

第2章 各分野における今後の施策の推進方向

- I 人 権 教 育 ・ 啓 発
- II 人 権 相 談
- III 教 育
- IV 生 活 福 祉
- V 労 働
- VI 住 宅 ・ 住 環 境

I 人権教育・啓発

◎「2009年市民意識調査」及び「2010年府民意識調査」からみた現状と課題

同和地区内意識調査及び府民意識調査結果によると

・被差別体験を体験時期別にみると、体験時期が過去10年以内のケースが約3～4割を占めており、被差別体験が減ってきているとは言い難い状況にあります。

・大阪府民の約7割が同和地区や同和地区の人に対する差別意識が今も残っていると考えており、約5割が家を購入する際やマンションを借りる際に同和地区を避けるとしています。

そして、約4割の府民は、同和地区出身者が、「就職に際して不利になる」、約5割の府民は「結婚に際して反対されることがある」と考えており、また約2割の府民が、結婚にあたって相手が同和地区出身者かどうかが気になるとしています。

・一般地域では「友人」「近所の人」「職場の人」「家族」などから「同和地区のひとはこわい」「同和対策は不公平だ」等の話を聞いたことが多く、7割以上の方がその情報を容認しています。今後、同和問題に対し、正しい理解を得られるよう努めることが課題です。

・「いまでも同和地区の人だけ、行政から優遇されていると思う」、「同和地区出身者やその関係者とみなされることを避けたいと思う」ことを差別意識がなくなる理由と考える人が多いが、約6割の府民は、こうした差別を近い将来なくすことができると考えています。そのためには「同和地区と周辺地域の人びとが交流を深め、協働して『まちづくり』を進める」ことや「学校教育・社会教育を通じて、差別意識をなくし、人権を大切にする教育・啓発活動を積極的に行う」ことなどが重要であるとしています。

・なお、本市の「2009年市民意識調査」における同和地区住民意識調査では、「今でも同和地区出身者への差別がある」と回答した住民が半数以上を占め、約4割の住民が「就職するとき不利になることがある」、約5割の住民が「結婚に際し反対されることがある」と考えており、不利になる、反対されることがあると回答した人の約6割が、それらの「不利」や「反対」を近い将来になくすことは難しいとしています。

また、今後、差別をなくすためには、「同和地区と周辺地域の人びとが交流

を深め、協働して『まちづくり』を進める」ことや「学校教育・社会教育を通じて、差別意識をなくし、人権を大切にする教育・啓発活動を積極的に行う」ことなどが重要であるとしています。

・入居時または宅地建物の取り引きにおいて、「ここは同和地区を含む校区ですか」「同和地区内の物件ですか」といった部落差別につながる内容の問い合わせが依然として行われています。また、マンションなどの建設予定地の立地条件を調査する際に、周辺の同和地区の所在地などを詳細に調べ、広告代理店やマンションの開発業者に報告していた調査会社がありました。これらの背景には、偏見や思い込みなどから、ある土地（地域）について「避けたい。関わりたくない。」といった意識が根強く残っていることがうかがわれます。

こうした差別につながる土地調査の事実を受け、土地取引等における差別の撤廃に向けた取り組みとして、2011（平成23）年10月に「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」が一部改正され、新たに差別につながる土地調査等を行う行為が規制の対象となりました。

1 同和問題に対する正しい理解の促進と人権尊重の理念の普及

市民が同和問題を正しく理解し認識を深め、それが態度や行動に結びつくよう、人権教育・啓発の手法、内容に工夫をこらすとともに、差別の厳しさを強調するだけでなく、同和問題が解決可能な問題であるという具体的な展望を示すことも必要です。また、人権尊重の理念が社会のルールとして浸透するよう、人権に関する法制度などの普及・啓発に努めていきます。

さらに、地域における交流やまちづくりの協働活動などを通じて、豊かな人間関係づくりを進め、人権を学ぶことができるよう、人権教育・啓発を推進します。

2 人権教育プログラム・教材の開発

同和問題をはじめとするさまざまな人権問題の解決をめざす観点に立った人権教育の積極的な推進が求められる中、市民が人権問題を正しく理解し認識を深め、それが態度や行動に結びつくような学習への転換を図るため、フィールドワークや参加体験型等の手法を取り入れた人権教育プログラムや教材の開発・整備を図ります。

3 人権教育・啓発の推進を担う人材の養成

人権教育・啓発を市民に身近なところで対象者やニーズに応じて展開していくためには、人権教育・啓発にかかる指導者の役割は大きく、特に職場や

地域における指導者の養成は不可欠であり、民間団体等が行う活動とも連携・協力しながら人材の育成に努めます。

4 人権教育・啓発に関する情報収集・提供と調査・研究

人権問題に関する図書・資料、講師情報、教材・プログラム、既に実施された講座等の実績、NPO等市民の自主的な活動事例など、人権教育・啓発の実施に役立つ情報の収集・提供体制を整備します。

その際、既存の人権関係機関の相互連携を図り、情報の共有化に努めます。また、情報提供にあたっては、利用者のニーズに合わせて、必要な情報をコーディネートしながら提供します。

さらに、同和問題の解決に向けた人権教育・啓発のあり方について、「2009年市民意識調査」及び「2010年府民意識調査」結果の活用や差別事象の分析などによって調査・研究を行います。

5 土地取引等における差別の解消

土地取引等における差別事象は、同和問題解決のための重要課題であると認識しており、「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」の改正内容も踏まえ、引き続き、庁内の関係部局及び大阪府、関係業界との連携を図り、啓発活動を通じて土地取引等における差別の解消に努めます。

6 行政・企業とNPO等との協働促進・支援

草の根の活動を行う市民による人権教育推進のためのNPO活動等が果たす役割は大きく、行政よりも専門性、機動性をもった活動が展開されている場合も多いことから、今後はこうしたNPO等の活動状況を把握し、協働して人権教育・啓発活動を実施していくことが効果的です。

具体的にはNPO等への事業の委託や調査研究での連携、講師依頼などの方法がありますが、さまざまなNPO等の活動状況を踏まえた協働のあり方を検討していきます。

また、(一財)八尾市人権協会や八尾市人権地域協議会に蓄積された知識・技術や人的ネットワークを今後必要となる人権啓発事業に広く活用していきます。

7 公務員などへの人権教育の実施

庁内の各部局に人権研修を企画実施する担当者を設置するとともに、参加体験型の研修教材の開発、担当者マニュアルの見直し及び整備を進めるなど、引き続き庁内の職員研修の充実を図ります。

特に、教職員、消防職員、福祉・医療関係者、民生・児童委員や人権擁護

委員など、人権尊重社会の実現に深く関わる立場にあるものが、常に人権尊重の意識や態度をもって職務が遂行できるよう、人権課題についての情報提供を行うとともに、フィールドワークなど効果的な人権教育に努めます。

8 推進体制の整備

2003（平成15）年10月に出された八尾市人権尊重の社会づくり審議会答申等を踏まえ、2006（平成18）年3月には、八尾市人権尊重の社会づくり条例に基づき、人権が尊重される社会の実現に向けた施策について、本市における連絡調整を行い、総合的かつ効果的な推進を図るため、八尾市人権施策推進本部を設置し、人権教育・啓発を推進しているところであり、引き続き推進体制の充実に努めます。

また、人権政策課は、今後とも調整機能を発揮し、残された課題の解決に向け、施策の推進を図ります。

さらに、庁内各課に配置された人権担当者を通じて、職員の人権問題に関する意識の高揚と資質の向上を図ります。

また、（一財）八尾市人権協会や八尾市人権地域協議会、八尾市人権啓発推進協議会、八尾市企業人権協議会等の民間団体や関係行政機関との連携の強化を図り、人権教育・啓発の推進に努めます。

Ⅱ 人権相談

◎「2009年市民意識調査」及び「2010年府民意識調査」からみた現状と課題

・同和地区内意識調査結果によると約3割の人が被差別体験者であり、その4割強の人が誰にも相談せず一人で悩んでおり、行政（人権擁護委員等を含む）に相談（連絡）した人は、僅か2.2%に過ぎないことから、身近なところで気軽に相談できる体制の整備が課題となっています。

1 身近な人権相談窓口の充実及び人材の育成

人権侵害に関わる問題が生じた場合には、一人で悩むのではなく、解決のための手だてを本人が主体的に選択できるよう、身近な場所で解決のための相談が受けられることが必要です。

現在、人権擁護委員による人権相談や大阪府の交付金を活用した就労・生活相談事業により市民の人権相談に対応しており、関係機関の協力を得るなどしてこれら人権相談窓口の充実を図っていきます。

また、人権相談には、複数の要因が複雑に絡み合っていることが少なくないことから、相談者の話をきちんと受け止め、相談者の立場に立った、きめ細かな対応が必要であり、これら相談員等の資質の向上に努めていきます。

2 人権相談活動のネットワークの活用

人権相談の内容は、多種多様であるため、単一の専門相談機関において対応することが困難な場合が多いことから、人権侵害を受け、又は受けるおそれのある市民に対して、迅速かつ適正な助言や人権擁護に関する情報提供等を行うことができるよう、さまざまな相談機関との連携に努めていきます。

また、国をはじめ大阪府や府下市町村でも人権相談が実施されており、これら相談機関のネットワーク化も図られていることから、そのネットワークの活用により、専門機関並びに相談機関相互の連携・協働を図り、相談体制の整備に努めていきます。

3 相談を通じた人権侵害等の実態把握と人権施策の効果的な推進

人権相談は、相談事例を通じた人権侵害の実態の把握、相談に対する解決方策を蓄積する機能を有しており、さまざまな相談機関からの相談事例の集約が重要です。

また、相談事例の集約を通じて、人権問題に関する実情や課題を的確に把握し、相談に関するノウハウを蓄積し、より効果的な人権相談の実施に結びつけていくとともに、今後の施策上の課題を明らかにし、人権施策を効果的

に推進します。

Ⅲ 教 育

◎「2009年市民意識調査」からみた現状と課題

・街頭市民意識調査の「人権についての学習経験」の結果をみると、「学校の授業」という回答が45.8%と最も多くなっています。しかも、若い世代になるに従って、その割合は非常に高くなります。この回答には高校や大学も含まれますが、小中学校における人権教育の果たしている役割は非常に大きなことが分かります。今後も、学校園における人権教育の一層の充実を図ることが必要です。

・同和地区住民意識調査の「最終学歴」の結果を見ると、高学歴化の進行はみられるものの、若年・壮年層で「大学・大学院」の割合が低い傾向にあります。また、経済状況が進学に対する抑止力として働く傾向が現在も強く見られる中、奨学金制度の周知徹底を図る等のていねいな進路指導が必要です。

・高校以上の進学者の中退問題は、現在も大きな課題となっています。今後も、進路決定に関する相談や中退後の新たな進路についての相談・支援を、一層充実させることが課題です。

・「2000年実態等調査」では、同和地区におけるパソコンの普及率・インターネットの利用率について、全国平均と比べ大きな格差がみられたところであり、情報活用能力の格差が、再び社会的、経済的格差の拡大につながることはないよう対策を講じる必要があります。

1 教育の機会均等の確保、進路の保障

(1) 進路選択の支援

子どもたちが安心して進学できるよう、進路保障協議会を中心に、中学校・関係機関と連携を図りながら、大阪府育英会奨学金制度等の各種奨学金制度を十分活用できるよう周知徹底に努めます。

さらに、高校生や大学生の進学・就学については、経済的な理由等により進学を断念したり退学とならないよう、青少年相談（進路相談を含む）の窓口を中心にきめ細かな相談・助言・対応をおこないます。

また、個々の事例に応じて、就労・生活相談窓口等や関係機関との連携を図り、適宜、ケース会議へ繋げるなどの充実した支援に努めます。

(2) 進路指導体制の整備と職業観の育成

中学校卒業時の進路未決定や高等学校等に進学後の中途退学が、大きな

教育課題のひとつであることを踏まえ、進路指導にあたっては、子どもたちが将来の生き方を積極的に考え、目的意識をもって自己実現を図っていくことができる能力や態度を身につけられるよう指導・支援していくことが大切です。

そのため、子どもたちに正しい労働観・職業観を育てるとともに、社会人・職業人としての基礎的な資質・能力を習得させ、それぞれの資質・能力・適性を十分活かせるよう、組織的・継続的な進路指導に努めます。

小学校においては、子どもたちが自らの生き方について、夢や希望を育むことができるよう取り組むとともに、中学校においては、特に職業についての基礎的な知識と技能を身につけさせ、労働を重んずる気持ちや態度を育成し、また、将来の進路を適切に選択する能力を養うため、上級学校や職業に関する情報の提供、体験入学・職業体験等をとおして考える機会を設けるなど計画的・組織的な指導を行います。

進路未決定や中途退学の防止に向けては、進路相談を充実するとともに、子どもたちの希望や適性に即し、学校と公共職業安定所を含む関係機関との連携に努めます。

このような進路指導を、より効果的なものとするため、系統的な進路指導計画を作成し、進路相談窓口を設けるなど全教職員による進路指導体制の充実に努めるとともに、関係機関との連携を図ります。

2 確かな学力の向上

(1) 「生きる力」の育成

今日の社会は、国際化・高度情報化や少子・高齢化の進展、科学技術の発展、経済構造の変革や経済情勢の悪化等、大きく変化しています。また、人びとの倫理観や価値観が多様化する中、家庭・地域社会の教育力の低下も懸念されています。このような社会状況のもとで、青少年非行の増加や低年齢化等、青少年の抱えるさまざまな教育上の課題にも直面しています。

「人権と共生の世紀」と言われる今、同和教育の理念をもとにした人権教育や、地域での青少年健全育成の活動など多様な取り組みの成果や教訓に学びながら、新たな時代を切り拓く力を育む教育を推進することが一層重要になっています。

学校園においては、すべての子どもたちが安心して学習（生活）することができる安全な環境を確保し、全教育活動の中で、豊かな情操と学力、高い公德心、健全な身体を培い、自ら学ぶ意欲と社会の変化に主体的に対応できる能力、すなわち「生きる力」の育成を一層推進します。

そのためには、基礎的・基本的な教育内容の確実な定着を図るとともに、子どもたち一人ひとりの個性を尊重し、生き生きと活動できる授業の創造

が重要です。とりわけ、「生きる力」を育むために、教育内容の精査、指導方法の改善に努め、基礎・基本の定着をめざし、自ら学び自ら考える力など、「確かな学力」の向上に努めます。

(2) 学ぶ姿勢の定着と自学自習力の育成

小学校入学時から学校生活や学習活動にスムーズに入っていくことができるよう、小学校入学前から小学校生活に慣れ親しむための体験入学や、幼稚園や保育所と小学校が交流を深めるなど、学ぶ姿勢の定着に向けての取り組みを推進します。保護者に対しては、小学校生活に対する不安を解消し入学準備のための協力が得られるよう、情報の提供に努めます。

また、すべての子どもたちに「確かな学力」を身につけさせることができるよう、家庭における自主学習の習慣を確立するとともに、家庭や地域における体験活動をとおして、幅広い学びに取り組みます。その際、自学自習力が十分に身につけていない子どもに対しては、家庭実態等を踏まえた取り組みの推進に努めます。

併せて、学校、家庭、地域の連携のもと、子育て支援に努め、家庭及び地域の総合的な教育力の向上を図ります。

(3) さまざまな教育課題に応じた教職員の配置

これまで同和問題をはじめ、さまざまな教育課題の解決を図る観点から、国・大阪府の制度の活用を行ってきました。

今後は、すべての子どもたちの教育課題の把握に努め、基礎学力の向上を図るため、少人数授業などきめ細かな学習指導対応や、特別な配慮が必要な子どもへの学習指導、生徒指導及び進路指導への対応を図るなど、さまざまな教育課題を有する学校や子どもたちの実態を踏まえた教職員が配置されるよう国・大阪府の制度を最大限活用します。

3 人権教育の一環としての同和教育の推進

(1) 人権教育プログラム・教材の開発

各学校園において、「八尾市人権教育・啓発プラン（改定版）」及び「八尾市教育振興計画」に基づき、幼稚園、小学校、中学校の連続性や系統性に留意し、同和問題、子どもの人権、男女平等、障がい者、在日外国人等のさまざまな人権問題について発達段階に応じた学習を推進します。

その際、同和問題については、これまでに積み上げてきた成果や手法を踏まえつつ、差別や偏見の不合理性及び差別の原因を正しくとらえるとともに、差別解消への将来展望と豊かな人権感覚をもって行動する能力を育成していくための教材の作成や指導方法の深化・充実をめざして、さらな

る創意工夫を進める必要があります。

また、このような人権教育を効果的に進めるため、幼少期から自尊感情を高め、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができる」資質を養い、生命の尊さを実感し、豊かな情操を育む人権教育を進めていくことが必要です。

教材の開発や指導方法の工夫にあたっては、「人権教育の指導方法等の在り方について 第1～3次とりまとめ（文部科学省）」を受けて、人権に対する知的理解を進め、自ら気づき、具体的な態度・行動に結びつくスキルの習得をめざします。また、部落差別をはじめ人権問題は解決可能であるという展望を持たせるとともに、困難な問題に直面しても主体的に判断し乗り越えていく力を身につける、エンパワーメントの支援につながる手法や内容を検討します。その際、地域の人びとの願いや思いを反映できる工夫も必要です。

また、教育委員会においては、人権教育推進のための手引き等を提供し、各学校園での人権教育の取り組みの支援に努めます。

（２）教職員の人権感覚の向上

子どもの指導にあたる教職員の人権感覚と指導力を一層向上させる必要があります。特に、世代交代が進む中、経験の浅い教職員の人権意識と指導力の向上を図るとともに、八尾において今まで築き上げて来られた人権教育の継承を進める必要があります。そのため、これまでの人権教育・同和教育の経験と成果を活かしつつ、同和問題や在日外国人問題など、さまざまな人権課題に視点をあてた研修内容の充実を図ります。併せて、多様な手法を用いた参加体験型研修を取り入れるなど、研修成果が日常の教育実践に直結するよう工夫する必要があります。

また、保護者・地域の人びととの交流を深めるとともに、PTA組織の活性化などを推進するための研修に努めます。

（３）推進体制の充実・強化

各学校園においては、一人ひとりの子どもを大切にし、人権尊重を基礎にすえた学校園運営を行うとともに、すべての学校園で子どもの発達段階に応じた人権教育の一環としての同和教育を推進することが重要です。

これまでの人権教育・同和教育の経験や成果を活かし、管理職の指導のもと、人権教育担当教員を中心とし、学校園全体で推進する体制を継承・発展させるとともに、各学校における課題の解決に向けて、人権教育指導計画に基づき、人権教育を推進します。また、「人権教育教材集・資料集」（大阪府教育委員会制作）や「わたしたちの八尾市」等の副読本・資料の活用に努めます。

また、同和問題などさまざまな人権問題の解決のため、学校園が家庭・

地域との連携に努めます。

さらに、人権に関する知識の習得を図るとともに、フィールドワークや地域の人びととの交流など体験を重視し学習意欲を高める指導方法について研究を進めます。そのため、人権教育推進モデル校園等を指定し、実践的・先進的な研究を行うとともに、実践交流会や人権教育推進のための手引き等を通して、その研究成果を学校園に発信し、活用を進めていきます。また、教育効果の点検・評価を行う必要があります。

(4) 差別事象等への対応

各学校園においては、人権教育のさらなる推進を図ることにより、子どもの豊かな人権感覚と差別を許さない態度を育み、部落差別をはじめとするあらゆる差別事象を起こさない環境の醸成に努めます。

また、差別等を受けながら誰にも相談できないというケースもあることから、差別や人権侵害の発見・予防のため、教育相談体制の一層の充実、周知を図ります。一方、差別事象が生じた際には、差別等を受けた子どもの心のケアを最優先とし、機を逸することなく必要な措置を講じるとともに、背景・要因をはじめ事実関係を的確に分析し、教育委員会と速やかに連絡をとりながら、関係機関等とも連携し、当事者への適切な対応を図り、事象の解決に努めます。

さらに、学校園が適切な対応を行えるように、大阪府教育委員会が作成した「学校における人権教育推進のための資料集」を活用します。この資料集は、生じた差別事象の背景や要因を多角的に分析し、得られた課題や取り組みの成果、事象に対応するためのシステム作りなどを盛り込んでいます。教職員研修等でこの資料集を全教職員に周知し、その活用を図ることにより、教職員一人ひとりが、差別事象に対する予防・発見・相談・指導など適切な対応がとれる体制づくりに努めます。

また、インターネットを利用した人権侵害事象も増加しており、学校園において、人権尊重の視点にたった子どもの情報モラルや情報に対する責任感の育成に努め、メディアリテラシーの向上を図ります。

4 家庭教育、子育て支援の促進

子育てに対する不安や、子どもとの接し方が分からない等の悩みを抱えている保護者が増えている状況を踏まえ、学校・家庭・地域社会が協働して子育てを支える環境を構築するため、学習機会の提供や子育てのためのネットワークづくりに向けた支援に努めます。

5 学習活動や自主的活動の充実への支援

(1) 地域における同和問題学習等の促進

同和問題解決のための取り組みは、学校はもとより社会のあらゆる場面で行われる必要があります。同和問題をはじめ幅広い人権問題の解決に向けた学習は、保護者などへの学習機会の提供や学生等による地域内外との交流を積極的に促進するなど、自立促進のための学習機会の充実を図ることが重要です。

(2) 指導者の育成

豊かな人権感覚と知識に基づき同和問題をはじめ幅広い人権問題に対する施策を実施できるよう、「2000年実態等調査」結果等も踏まえ人権研修の充実を図ります。また、社会教育関係団体・NPO等が人権の視点を踏まえた活動や人権問題の解決のための学習活動に取り組めるよう指導者の育成に努めます。

(3) 教材、学習プログラム等の開発・提供

市民が日常生活において人権尊重と差別を許さない態度や行動を身につけるための幅広い人権に関する学習に活用できる教材や、人権問題の解決のための活動につながる参加体験型学習プログラムの提供や資料の充実に努めます。

(4) 生涯学習の推進

一人ひとりの存在を認め、自分が大切であるのと同じように、他の人々も大切な存在として理解し、人間としての尊厳を守る、このような人権尊重の視点に立って、一人ひとりが、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、各々の「ライフステージ」と生涯学習の「ステップ（はじめる→学ぶ・深める→活かす）」の2つの軸を踏まえ、関係部局と連携を図りながら「誰もが生涯にわたって学ぶことができ、その成果が社会に還元できるまち」という生涯学習振興の目標の実現にむけた取り組みを進めます。

(5) 識字学級の充実

「2000年実態等調査」における非識字率は、1990年調査と比べると改善はしているものの、「読む」ことで10.3%、「書く」ことで14.3%と依然として高い数値を示しています。

引き続き、識字率の向上をめざし、学習者のニーズを的確に把握するとともに、関係機関と連携を図り、識字学級の円滑な運営に努め、周辺地域

の住民を視野に入れた学習機会の充実に努めます。

(6) 若年者の進路支援

昨今の若年者を取り巻く環境は、フリーターと呼ばれる定職に就けない若年者が全国で平成15年をピークに、平成20年まで減少傾向にありましたが、平成21年では増加となり、まだまだ厳しい状況が続いています。

近年、高校等での中退者の数は減少傾向にありますが、今後も若年者の進路支援及び進路相談体制の充実は重要な課題であります。とりわけ同和地区においては、高校中退率及び大学進学率について、一般地域と比較して、厳しい現状にあり、中退者への対応や大学進学率の向上に向けての取り組みも必要となります。

さらに、前述の就職に関わって若年者の進路選択にあたっては、地域就労支援事業や就労・生活相談事業等との有機的・効果的な連携方法を検討していく必要があります。

(7) 情報活用能力の向上

人権コミュニティセンターにおいて、各種のパソコン教室、パソコン講座等を開催し、同和地区住民等がパソコンに親しむ機会や場の提供、スキルアップなどに努めます。

また、青少年会館でも、パソコン教室を実施し、パソコンに親しむ機会を提供することにより、「基本的な情報の利用」や「情報処理の仕組み」を知るきっかけとし、青少年が情報社会の中で主体性や創造性を発揮できるように努めます。

両施設における取り組みについては、「2000年実態等調査」結果を踏まえ、今後とも地区住民等の情報活用能力の向上に努めます。

(8) 青少年会館の活用

1998（平成10）年の「同和地区青少年会館のあり方」検討会報告に示されている4つの柱である「子育て支援・青少年の自立と健全育成支援」、「生涯学習の支援」、「青少年・保護者の悩みに応える」及び「人権教育・情報の発信」に留意し、人権教育を推進する観点から、青少年が抱えるさまざまな課題の解決を図っていくことが重要だとされています。

そのことを踏まえ、青少年会館では、基本的人権尊重の精神に基づき、青少年の健全育成と人権意識の高揚を図るとともに、自主的民主的な諸活動を推進し、青少年児童活動の健全な発展向上に資することを目的とし、学校外活動の重要性に鑑み、多様な学習活動を提供し、たくましく生きぬく力と豊かな感性を培い、人権文化の創造を担う人間づくりをめざしてい

ます。

とりわけ、教室・講座事業等の中で、子どもたちが自主的に学ぶ姿勢を大切にするとともに、さまざまな経験や体験をとおして、地区内外との交流を積極的に促進できるよう事業展開の創意・工夫に努めます。さらに、就学前の子どもがいる保護者への交流の場を広げ、子育て支援にも努めます。

また、青少年会館運営委員会における助言等を踏まえ、地域との連携を図り、子ども・市民のニーズに即した生涯学習施設としての役割を果たしていきます。

IV生活福祉

◎「2000年実態等調査」からみた現状と課題

・同和地区では、高齢者の単身世帯や高齢夫婦世帯、母子・父子世帯、及び外国籍住民の割合が高く、若年層が同和地区から流出し、高齢者世帯、母子世帯、障がい者や低所得層など社会的課題を有する人びとの転入の割合が高い状況にあります。これらの人びとが、保健・福祉サービスを受ける際に困ったことは、「どこに相談していいのかわからなかった」「何をしてくれるのかわからなかった」「どこまで応援してくれるのかわからなかった」が多かったことから、今後は、制度やサービス内容の周知・徹底や総合的な相談体制の整備・充実が必要です。

・同和地区の生活保護率は市全体と比較して依然として高い状況にあり、被保護世帯の就労の促進を図る必要があります。

・公的年金未加入者が社会問題化しており、生活実態調査結果によると同和地区においては、公的年金未加入者が3割近くあり、これらの人びとに対する相談体制の整備を図るなどの対応策を講じる必要があります。

1 人権コミュニティセンターの役割

人権コミュニティセンターは、同和地区及び周辺地域に対する、福祉の向上のための施設として、また、人権啓発のための交流拠点となる地域に密着したコミュニティセンターとして、人権啓発事業、自立支援のための相談事業、教養・文化活動などに取り組んできました。

今後も、「本市同対協意見具申（平成13年）」に示されている地区施設のあり方を具現できるよう、隣保館の機能を活用し、同和地区及び周辺地域の状況の把握に努め、福祉の向上や人権啓発のための交流の拠点としての役割を担う施設として運営にあたります。

地域課題を抽出し、自立支援を図るために重要な役割を果たす相談事業については、「2 相談体制の整備」でも詳述しますが、周辺地域も対象に含め、生活相談や職業相談などを関係機関との連携を図りつつ実施します。

また、講座等の開催により生涯学習事業を推進するとともに、市民交流を図ります。さらに、同和問題等に関する取り組みで蓄積してきたノウハウを活かし、人権問題の解決を推進する拠点施設として地区福祉委員会との連携のもと、人権尊重の「コミュニティづくり」を図る役割を担います。

2 相談体制の整備

「2000年実態等調査」及び「2009年市民意識調査」の結果からみられる課題の解決のためには行政上の支援施策の周知・徹底を図るとともに、要支援者の生活課題を、総合的な相談活動を通じて、発見・対応し、予防していくことが重要です。

福祉サービスが、「措置制度」から「自らの責任による選択・決定の制度」へ移行していく中で、法期限後は一般施策を活用して同和問題の解決を図るという観点からも、さまざまな保健・福祉サービスを同和地区住民に定着させていくことが必要です。今後も、住民自らが保健・福祉サービスを十分に活用していくための総合的な取り組みを行います。

(1) 人権コミュニティセンターにおける生活相談と各種相談事業・機関との連携

人権コミュニティセンターにおいて生活相談を実施し、保健・福祉サービスを住民自らが十分に活用できるよう、きめ細かな情報提供を行います。アウトリーチ活動等により支援が必要な人の発見に努めるとともに、総合的な相談窓口の整備、継続的なフォローアップなどの実施に努めます。

また、地域の課題やニーズ等を的確に把握するため、NPO等との協働による当事者の視点に立った相談が行えるように、ネットワークの強化を図ります。

さらに、一人で複数の生活課題を抱える要支援者に対し、コーディネート機能を発揮していくことが求められることから、各種の専門的支援事業や関係機関と連携を図り、課題の解決を図っていく必要があります。

具体的には①地域就労支援事業や就労・生活相談事業などの専門的支援事業、②行政機関、学校・社会教育施設、民間サービス機関、NPO等の各種機関・団体、③地域子育て支援センター、障害者就業・生活支援センター、在宅介護支援センターなどの対象者別相談事業実施機関、④老人福祉センター、診療所などの地区施設などと連携を強化していく必要があります。

このため本事業の実施にあたっては、相談機能強化事業を活用して、地域での相談ネットワークの拡充をより一層進めます。

3 地域福祉

(1) 地域福祉の推進

少子高齢社会の到来、近年の深刻な経済不況などから、高齢者、障がい者など、生活上の支援を必要とする人びとは一層厳しい状況におかれています。また、虐待、引きこもり、ドメスティック・バイオレンス、ホームレス問題など、新たな社会的課題も顕在化してきています。

一方、核家族化や都市化の進展に伴い、地域での住民相互の社会的つなが

りが希薄化しつつあるともいわれています。

特に、西郡・安中の両地域においては、高齢者、障がい者、ひとり親家庭の人が多く、住民の移動性も高い状況にあり、地域住民相互の見守りや連携、行政等の関係機関との協働による地域での支えあいの仕組みづくりが必要です。

本市では、平成18年よりコミュニティソーシャルワーカー（以下CSWという。）を配置し、現在、市内3箇所に「いきいきネット相談支援センター」として配置しています。CSWは地域において援護を必要とする高齢者、障がい者、子育て中の親族等及びその家族、親族等への支援を地域福祉活動のネットワーク化の推進等を図ることにより行うとともに、要援護者等の自立生活の支援のための基盤作りを行い、地域福祉の向上を図ることを目的としています。

本市では、住民主体、利用者主体、ネットワーク化と協働を原則として、「地域福祉計画」をはじめ「健康日本21八尾計画」「障害者基本計画」「高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」、「次世代育成支援行動計画」など、保健・福祉関係計画を策定しており、今後、これらの計画に基づいた施策の推進を図っていく上で、教育、生涯学習と一体となった人権啓発、福祉教育、福祉意識の高揚の実践により、住民の主体的な取り組みを促進し、地域のさまざまな人や施設、組織などが「支援」をキーワードに地域でのネットワークを形成していくことを第一歩として取り組んでいきます。

（2）社会福祉協議会との連携強化

社会福祉協議会は、「地域福祉を推進する中心的団体」として位置づけられており、地区福祉委員会の組織化及び活動の充実、当事者の組織化、さらにボランティア活動の促進、福祉サービスの提供など、行政と連携しながら地域福祉を推進する上で重要な役割を果たしています。

今後、公の施策だけでは十分にまかないきれない部分について、自立した民の中核として地域福祉の推進に取り組むこととなる同協議会と行政との役割分担を明確にするとともに、さらに連携を深めて協働して地域福祉の推進を図っていく必要があり、「地域福祉計画」の具体的な推進を図る「地域福祉活動計画」の実現に向け、社会福祉協議会の活動を支援するとともに、組織体制の強化や同和問題をはじめとしたさまざまな人権課題への取り組み等、その機能を十分に発揮できるよう連携をさらに深めます。

（3）福祉のまちづくり

保健・医療・福祉さらには教育、住宅、産業、文化、交通、情報など住民の生活関連分野が連携して、当事者の視点、福祉の観点からまちづくり

を総合的に推進していくことが必要とされています。

一人ひとりの人権が尊重される心豊かなまちづくり及び人権意識の高揚と差別のない社会の推進に向けた取り組みを進め、人権の尊重と平和を希求する共生社会の実現をめざすとともに、心豊かな人間関係の中で、一人ひとりの状況を考慮しながら、温もりのある地域での支えあいと、専門家による質の高い福祉サービスを組み合わせて提供していくことにより、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちをめざします。

4 生活基盤の安定

(1) 生活保護世帯への支援

「2000年実態等調査」結果によると、高齢者、傷病者、母子世帯等においては、低所得層が多く、生活保護を受けている割合が高い状況にあります。このような状況を受け、被保護者の自立促進に取り組んできました。

現在、自立生活支援事業において、臨床心理士兼キャリアカウンセラーや就労支援員によるカウンセリングやハローワークへの同行訪問等、就労困難者である被保護者に対し、きめ細やかな就労支援を実施することにより、新規就労や増収、資格取得など世帯の自立の促進に努めています。

(2) 年金制度について

年金制度は、健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的とし、社会保障の根幹をなす重要なものとなっています。

しかし、「2000年実態等調査」結果にみられるように、経済的理由等による公的年金未加入率が、前回調査時よりも高くなっているなど、未加入者対策が今後の課題となっています。

従って、年金制度や保険料の免除制度のPRに努めるとともに、保険料の納付、年金受給資格等の相談窓口の充実を、年金事務所との協力・連携のもと図っていきます。

また、制度発足時から1981（昭和56）年までの間、適用対象外であった在日外国人の高齢者については、年金を受給できないこととなっています。そして任意加入期間であった被用者年金加入者の配偶者や学生が、未加入期間中に障がいを受けた場合は、障害年金が支給されないこととなっています。これらの「無年金者」に対する救済措置を講じるよう、府市長会や国民年金協議会を通じて、国に働きかけます。

5 健康福祉施策の推進と地域資源の活用

(1) 高齢者施策の推進

①適正な介護保険サービスの推進に向けた取り組み

2000（平成12）年4月より介護保険制度が開始され、制度開始当初と比べると被保険者数、要介護認定者数ともに大幅に増加しています。

これまで八尾市では、介護保険課の窓口をはじめ、パンフレット、ホームページ等で積極的に広報を行ってきました。また、地域包括支援センター、医療機関、居宅介護支援事業者や介護サービス提供事業者の協力のもと、さまざまな媒体や機会を通じて介護保険に関する情報提供を積極的に行ってきたことにより、介護保険制度に対する理解は深まってきました。しかし、現在サービスを利用していない高齢者、またはその介護者においては、制度が十分に理解されていない状況にあります。

そのため、介護保険制度をはじめとした保健、福祉サービスの円滑な利用を図るため、今後とも地域包括支援センターを中心として、人権コミュニティセンターとの連携や関係機関等の協力のもと、地域に根ざした活動を通じた制度周知により、さらなる制度の理解と適正なサービス利用の促進を図ります。

②介護予防を図るための福祉サービスの推進、生きがいづくり等

高齢者が住み慣れた地域社会で、健康でいきいきと自立した生活を送ることができるよう支援することが、ますます重要な課題となっています。

そのため、保健センターや地域包括支援センター及び街かどデイハウスなどにおいて、運動や認知症予防などをテーマとした各種の介護予防教室などを実施することにより日常生活の介護予防の充実を図るとともに、生きがいをもって自宅で暮らし続けるために、さまざまな事業を推進し、高齢者自身が地域社会と接点を持ち、趣味や各種講座などの生涯学習やボランティア活動等、地域での社会参加を促進していきます。

さらに、ひとり暮らしの高齢者の孤独死や引きこもり、不安等を解消し、安全かつ快適な生活を営むことができるよう、近所づきあいや日常生活での声かけなど、地域住民や民生委員児童委員、高齢クラブなどの組織を活用した地域での支えあう仕組みづくりや、保健・医療・福祉の関係機関等との連携を図り、高齢者が安心した生活ができる環境づくりを支援していきます。

(2) 障がい者施策の推進

①地域における自立支援

障がい者（児）が住み慣れた地域において生活を維持できるように、居

宅介護サービス等の障がい福祉サービスを提供し、生活の支援を行います。

また障がい者（児）及び家族からの様々な悩みや相談を受けて、相談支援センター及び相談員による障がい者相談支援事業では、地域生活の支援等を総合的に行っていきます。

八尾市立障害者総合福祉センターにおいては、利用者ニーズに即した各福祉サービスの提供及び交流促進や相談支援等を行い、在宅障がい者（児）の自立や社会参加の促進を図っていきます。

②生活環境の整備

安心安全なまちづくりとしては、住宅環境のバリアフリー整備、公共施設のバリアフリー整備、防災に関する取り組みがあり、障がい者が住み慣れた地域で生活ができるように、在宅支援サービスの充実を図ります。

（3）子育て施策の推進

子育てを取り巻く環境は厳しく、子育て中の保護者の多くは、子育てに不安や悩みを抱えています。さらには、子育て家庭の孤立化や児童虐待といった状況もあることから、子育て家庭が抱える負担感の軽減を図るため、家庭の子育て力を高める取り組みや子育て支援策の充実などを推進する必要があります。

そのために本市では、2010（平成22）年3月に策定した「八尾市次世代育成支援行動計画（後期計画）」に基づいて、子どものすこやかな成長をめざし、子育て支援施策の展開を図ります。

①母子家庭への自立支援

母子家庭は、経済的に厳しい状況にあることが多く、就労に対するニーズが高いため、雇用・就労の支援に取り組む必要があります。

そのためには、さまざまな支援策の情報提供に努めるとともに、関係機関との連携の強化を図り、国や大阪府の施策も積極的に活用して就労自立支援の推進に努めます。

また、多様な保育サービスの推進やファミリー・サポート・センター事業の充実に努め、母子家庭における仕事と子育ての両立が図られるよう努めます。

②子育て支援

ア 子育てに関する相談・情報提供機能の充実

子育てに関する不安や悩みをもつ子育て中の家庭にとって、その悩みを相談し、解決することは大きな問題です。子育てに関する相談は、

専門的であるため、その体制整備と充実が求められます。

そのため、子育て総合支援ネットワークセンターの機能強化を図り、関係機関との連携・協力体制の充実に努めます。

また、相談窓口以外の場所においても、利用者が必要な情報を必要な時に得られるように、情報の提供方法については、市政だより等の紙媒体だけでなく、ホームページやメール等の電子媒体も利用し、幅広く情報が伝わるように工夫します。身近な相談窓口として、親子教室の開催やサークル等の育成支援、公園などへ出向くことにより地域子育て支援センター事業を充実させ、市内の保育所においても、地域交流や園庭開放等の充実等を図っていきます。

イ 地域における子育て支援の充実

近年、地域のつながりが希薄になり、従来のように地域社会が子育て家庭を支えるといった機能も低下し、その結果、地域社会において孤立化する子育て家庭が発生しています。

そのため、市では、子育てに関する相談や支援制度などの情報提供を積極的に行うとともに、地域における従来の「地域における見守り機能」の強化を図るための検討を行います。

さらに、子育ての負担感や不安感が増大している中、地域における多様な機関や住民が参加・連携・協働し、相談や情報提供、子育ての援助活動などの支援を行う仕組みづくりに努めます。

また、子育て家庭同士が交流する機会や場を設けることなどにより、親の仲間づくりへの支援が求められ、就学前児童の子育て支援の拠点として市内12カ所設置された「つどいの広場」や、地域子育て支援センターの充実を図り、親子の仲間づくりや子育てサークル活動への支援などを推進していきます。

地域での子育て力を高めていくため、各保育所が地域での子育て支援の拠点となるように検討を進めるとともに、地域での子育て支援ネットワークの構築に向けた検討も行います。

また、育児の援助を行いたい者と育児の援助を受けたい者が会員として組織化した「ファミリー・サポート・センター」の活動を充実させ、より一層地域での子育て支援機能の向上を図ります。

さらに、大阪府等の施策を踏まえ、地域における子育て支援の充実を検討していきます。

児童虐待は、児童に対する人権の侵害であり、子どもがすこやかに育つ上で重大な問題であるため、保育所・学校・医療機関等の施設では早期発見と適切な保護の確保に努めるとともに、八尾市要保護児童

対策地域協議会の充実及び活性化を図り、民生委員児童委員や地域住民等との連携・協働を強化し、地域ぐるみで虐待防止に向けた取り組みを進め、併せて、きめ細やかな見守り、支援方策等について検討します。

また、障がい児や難病を抱える子どもについては、地域で社会の一員として、自分らしく主体的に生きる力を高めることができるよう、福祉、保健・医療、教育等の各専門機関が連携しながら、すべての子どもが共に育つことができるための地域の療育体制や在宅福祉サービスの充実に取り組み、地域で共に育つ環境づくりを推進します。

ウ 保育内容の充実

乳幼児期に人格や個性が尊重され、豊かな人間性が育まれることはその後の成長にとって極めて重要で、このため、同和地区にある保育所では、障がい児保育や人権を大切にする心を育てる保育などのように広がりを見せ、すべての子どもが自己に誇りを持ち、お互いの人格を尊重しあえる豊かな関係を育み、一人ひとりの持てる力や個性を伸ばすなど「生きる力」の基礎を培うことができるように同和保育を行ってきたところです。

また、1994（平成6）年の「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）の批准に伴い、これまで以上に一人ひとりの子どもの個性が尊重され、豊かな人間性が育まれ、適性にあった能力が発揮できるような保育の実践が求められてきたところです。

一方、両地区内の保育所には、中国、ベトナム等の外国人児童が多く通所し、言葉や文化の違いを互いに認め合い尊重する多文化共生の理念に基づく保育が求められています。

このため、2002（平成14）年3月に、「子どもの人権を尊重し、人間らしい豊かな心を育む」ことを計画の基本的な視点とする「八尾市乳幼児すこやかプラン」を策定し、その後、同プランを継承し、2005（平成17）年3月に「八尾市次世代育成支援行動計画（前期計画）」、2010（平成22）年3月に同後期計画を策定したところです。

今後は、同計画に基づき、相談支援体制の充実、子どもと子育てにかかる情報提供、人権教育・啓発、幼児教育の推進に取り組むなど、保育内容の充実に努めます。

これからの保育は、子育て、子育てにおけるさまざまな困難や課題について、同和地区においてどのように現れているのか、日々の保育活動を通じて把握に努め、一人ひとりの子どもや保護者の自立と自己

実現に向けて人権保育という観点で推進します。

また、就学前後の保育・教育の円滑な連携を図るため、学校、青少年会館などの地域内教育機関とのネットワークを活かし、交流や情報交換に努めるとともに、保育に携わる保育士の資質の向上を図るため、多様な研究・研修機関を活用しつつ、人権を大切にすることを育てる保育の推進に努めます。

(4) 健康づくり施策の推進

健康づくりは一人ひとりに直接関わる課題であり、それぞれの健康観を踏まえた住民主体の健康づくりが重要です。

そのためには、自分自身の身体の正しい状態を知ることや健康的な生活習慣を積極的に取り入れて、生活習慣病等の発生の予防や健診を受けて健康チェックするなど、早期発見・治療に主体的に取り組めるよう環境整備を図って行くことが重要です。

今後とも地域に身近な保健活動の一層の充実を図るとともに、とりわけこころの健康といった新たな健康課題に対する健康教育等の実施やさまざまな健康課題解決のための関係機関との連携に努めます。

また、健康指標の向上に向けて、基本健康診査やがん検診の受診率アップのため、地区内医療機関を中心とした「かかりつけ医」の普及・啓発、さらには、40歳に到達した人を対象に、健康手帳や各種健診への受診勧奨通知を個別送付するなど、受診勧奨にも努めます。

(5) 地区施設の有効活用

①老人福祉センター

老人福祉センターを高齢者の各種相談や健康の増進、教養の向上、レクリエーション活動などをおして、地域の仲間づくりと健康増進、教養の向上の拠点として位置づけ、いわゆる元気高齢者の活動支援に努めます。

②診療所

安中診療所・八尾北医療センターは設立以来、地域の医療水準の向上や住民の健康状態の改善に大きな役割を果たしてきました。

今後、安心できる質の高い医療サービスの提供をはじめ、地域における関連施設等との連携や医療・福祉に関する相談、情報提供等、地域住民の生活を支え続けるための地域医療の充実を促進していくことが重要です。

③保育所

同和地区の乳幼児の成長・発達を図るために同和地区の保育所が設置され、乳幼児の育児環境の改善が図られてきました。今後は、さらに子どもの最善の利益を考慮し、子どもが権利の主体として尊重される人権保育を推進するとともに、保育所をひとつの拠点として、地域交流活動や園庭開放事業、子育て支援センター事業などの子育て支援施策を活用し、地域や関係機関とも連携しながら、子育て家庭の支援に努めます。

④共同浴場

大阪府及び大阪府市長会等による「公共浴場のあり方研究会」の検討結果に基づき、地域のニーズ、入浴機能の確保、共同浴場の経営実態を踏まえ、地域社会全体の理解と協力が得られる方向を検討していきます。

6 権利擁護

(1) 第三者評価システム

第三者による客観的な評価を行うことは、情報公開とともに、活動や事業内容、サービス内容について、質の向上を図るための重要な仕組みです。福祉サービスの提供にあたっては、利用者の権利擁護の仕組みのひとつとして大変重要なものとなります。

大阪府においては、事業者が事業運営における問題点を具体的に把握し、サービスの質の向上に結びつけることができるよう、当事者（事業者及び利用者）以外で専門的かつ客観的な立場から事業所の運営管理や提供するサービスを評価する第三者機関を認証しています。本市としても住民の権利擁護の一環として、事業者に対し第三者評価システムの利用促進に努めます。

(2) 日常生活自立支援事業の推進

現在、高齢者、障がい者などで判断能力が不十分な人の権利を擁護し、福祉サービスが円滑に利用できるよう、財産管理や福祉サービスの利用援助を行う「日常生活自立支援事業」を社会福祉協議会が実施していますが、今後とも、成年後見制度などの制度・事業も含め、事業の周知、充実、円滑な運営が図れるよう支援を行っていきます。

(3) 苦情解決制度の促進

安心して福祉サービスを適切に利用していくためには、問題がある部分、改良すべきところを明確にし、的確に対応していくことが必要で、福祉サービスに関する苦情や不満、要望などを受け入れ、解決を図っていくため

の苦情解決制度の充実が求められています。

現在、社会福祉法に基づき苦情処理体制の整備を図っていますが、窓口相談機能の充実を含め、適切な苦情処理体制の整備に努めていく必要があります。

V 労働

◎「2000年実態等調査」からみた現状と課題

・両地区とも、雇用状態における常用雇用の割合では、前回（1990年）調査と比較して、年齢が若いほどその割合が高くなる安定就労の傾向はみられなくなっています。

・失業率は、男女とも八尾市平均を上回っており、若年層及び40歳代の男性の失業率が高く、勤続期間が短い者及び従業員規模の少ないところで働く者の率が高く、同和地区住民の雇用環境は依然として厳しいものがあります。

・母子世帯においては就労あっせんに対するニーズが高く、母子世帯をはじめとする就労困難者等の雇用・就労に対する支援が課題となっています。

1 雇用施策の総合的な推進

(1) 地域就労支援事業の展開

「八尾市地域就労支援基本計画」に基づき、地域の関係団体・機関などと連携しつつ、既存の各種施策・事業やさまざまな地域資源・施設などを活用することによって、就労困難者等の就労阻害要因の解消・克服に向けた取り組みを推進します。

(2) 産業施策と連携した雇用・就業機会の創出

中小企業が集積する本市においては、八尾市中小企業地域経済振興基本条例のもと、地域産業の栄えるにぎわいのあるまちづくりを目標として施策を展開し、生活圏の中に働く場を産み出す努力を行っているところであり、今後は、中小企業サポートセンターを核に、八尾商工会議所をはじめ、大阪府や国等の関係機関と連携しながらより地域と密着した産業施策の展開を図ります。

(3) 公正な採用選考の徹底と企業啓発の推進

①「公正採用選考人権啓発推進員」制度の確立

推進員を置いていない企業に対する設置勧奨や推進員研修の内容について、公共職業安定所と連携して制度の充実・強化を図るための情報を提供するとともに、推進員に対して従業員の研修を積極的に行う啓発機会の情報提供を図ります。

②就職差別撤廃月間事業の促進

人権の視点から「就職」をとらえ、すべての応募者の基本的人権を守る「公正採用」を推進するとともに、それを阻害する「就職差別の撤廃」をめざすことを目的として、企業の就職に対する意識が高い6月を推進月間と位置づけ、行政機関、人権啓発団体等が参加し、効果的な啓発活動を行うことができるよう協力していきます。

③「八尾市企業人権協議会」機能の充実

「八尾市企業人権協議会」は、企業の立場から自主的に各種啓発活動に取り組み、企業における人権意識の高揚に寄与してきました。今後、大阪府、関係機関などと連携しながら、企業における就職の機会均等の保障、職場の人権意識の高揚に向けた取り組みや人権問題への啓発を進めるための活動を支援します。

また、地域との連携を図り、より一層の公正な採用選考と雇用の促進に努めます。

④ILO第111号条約の早期批准に向けた取り組み

応募者本人の適性と能力に基づかない、不合理な採用選考等、就職に関係するすべての差別事象の発生を防止し、企業の採用時に公正な選考を求めていくため、労働関係法の整備とともに、ILO第111号条約の早期批准を、大阪府を通じて国に対して要望します。

(4) 就労困難者等に対する雇用・就労対策の推進

就労困難者等については、雇用対策法や職業安定法の趣旨を踏まえ、公共職業安定所や関係機関との連携を図りながら、市内3ヶ所（中央・桂・安中）に設置されている地域就労支援センター及び国の提供する職業相談や職業紹介サービスを行う八尾市ワークサポートセンター（平成19年8月開設）を中心に次のような支援を行っていきます。

①障がい者の雇用・就労の支援

働く意欲のある障がい者にとって働くことは、自立に向けた一つの手段であり、社会参加を通じた自己実現につながります。

障がい者の就労支援に関しては、障害者自立支援法の福祉サービスでは、市内の訓練等給付事業所において就労に向けた訓練等を実施し、就労支援を行っていきます。

ア 理解の促進と働くことへの支援

障がい者の社会的自立を促進するため、障がい者の特性を理解し、その能力や適性に応じた雇用促進のため、啓発活動、協議の場の設置を行い、シンポジウムの開催をはじめ、企業・働く障がい者・行政等関係機関が9月の障がい者雇用支援月間を中心とした啓発活動を行います。

また、八尾・柏原障害者就業・生活支援センターによる職業・生活の相談、職場実習、就職の相談等を行い、あわせて公共職業安定所、NPO大阪障害者雇用支援ネットワーク等との連携を図りながら就労の実現をめざして行きます。

イ 授産活動の場の活性化

障がい者が通所する訓練等給付事業所の授産製品の活用の場の充実や、庁内外においての公務労働等における就労促進に関して、関係機関と連携して取り組んでいきます。

②高齢者の雇用・就労の支援

改正高年齢者雇用安定法（平成18年4月）施行のもと、高齢者が自ら自己実現をめざし、健康で生き生きと自立した生活を送ることは重要です。

個々の就業意欲やニーズに応じて、豊かな知識・経験・能力を活かした社会参加を図るため、就業機会の拡大など活動の充実をめざし、就労関係機関と連携しながら雇用・就業を支援します。

③ひとり親家庭の親の雇用・就労の支援

ひとり親家庭（母子家庭・父子家庭）の親の雇用・就労は、就業経験が少ない、就業の中断等の理由により低賃金や不安定な雇用条件等、厳しい状況にあります。

特に母子家庭では男女の賃金格差など一般的な女性の雇用・就労問題に加え、離婚等により急激な生活環境の変化の中で子育てを一人で担わなければならないため、生計の担い手となれるよう就労支援面での充実が必要です。就労困難な母子家庭の母親については、自立支援のための施策の検討を進め、国や大阪府の施策も積極的に活用し、雇用・就労を促進していきます。

④同和地区住民の雇用・就労の支援

同和地区住民の雇用・就労は、依然厳しい状況にありますが、雇用・就労支援に関する施策・事業を総合的・包括的に収集し、より円滑効果的な

実施を図ります。

また、より身近な地域において、日常的に雇用や就労に関する相談を気軽に行えるようにするため、地域就労支援センターの充実に努めます。

さらに、地域就労支援事業の普及に向け、広報誌やさまざまな機会・場の活用、市民・団体の協力などにより積極的に事業所理解に向けた情報提供に努めます。

⑤外国人市民の雇用・就労の支援

外国人市民が気軽に地域就労支援センターの相談に来られるよう、さまざまな機会の活用、市民・団体の協力などにより情報提供に努めます。

また、企業向け啓発冊子（労働情報やお）等による啓発活動の促進、公正採用選考人権啓発推進員を対象とした人権問題研修会等を通じて関係機関との連携を図っていきます。

⑥若年者の雇用・就労の支援

若年者が、自ら希望する職業や進路に関して、身近な場所において相談できるよう、地域就労支援センターの利用・活用の促進について学校などと協力・連携します。また、自らの生涯生活設計や職業観などを見つめ直すことができるよう、教育現場では職業体験や職場体験などが実施されていますが、職業適性検査の実施や体験学習の場・機会の充実のため、府、学校や企業・事業所などとの連携を強化します。

また、職業に対する理解不足や職業意識が十分に醸成されていない若年者などに対し、職業生活への移行を図れるよう、公共職業安定所などで行われているトライアル雇用の啓発・促進に努め、若年者自身に自らの可能性を発見させ、就業の動機付けやキャリア形成など職業観の醸成を図って行きます。

2 企業・労働者に対する職業能力開発の支援

(1) 事業主等が行う職業能力開発の支援

事業主等が従業員に行う研修や教育は、労働者の職業能力の開発や向上に重要な役割を果たしていますが、産業の高度化、情報関連産業をはじめとした新産業分野の創出が予想される中で、中小企業は市の産業発展の主役となるべき存在です。本市においては、中小企業のニーズに合った幅広い人材養成の支援の啓発を充実・強化していきます。

(2) 労働者の自発的能力開発の促進

労働者自身がその適性や職業能力を的確に把握しながら、求められる職

業能力の変化に柔軟に対応できる効果的な職業能力開発を推進するため、能力開発の目的や内容・方法についての的確な情報提供や相談を実施するとともに、労働者がその職業生活設計に即して、必要な教育訓練の受講、実務経験等を積むことができるよう情報の提供に努めます。

また、高度・専門的な、公共職業訓練の及びにくい分野において、就労にあたって困難な課題をもっている人びとに対し、さらに高い学習意欲に応えるため、A' ワーク創造館やC－STEP等の情報を提供していきます。

3 労働者の権利を守るための法制度の普及啓発、労働相談

厳しい雇用失業情勢、雇用・就業形態の多様化、労働力の流動化など労働者の置かれている環境は、複雑多様化してきています。また、労働関連法規の改正等も頻繁に行われています。このような環境の中、労働者が安心して働ける環境の整備や労働者が自らの権利を自覚し、自らの権利が守れるよう支援していくことが必要です。

(1) 法制度の普及啓発

労働者が自らの権利を自覚し、自らの権利が守れるよう、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法をはじめとした法知識や各種年金制度、雇用保険制度などの労働関係諸制度の普及啓発を図ります。

(2) 労働に関する相談の充実

労働者に権利の自覚を促すとともに、その権利の擁護を図っていくためには、行政機関相互の連携が必要なことから、公共職業安定所、大阪府総合労働事務所等と連携を図っていくとともに、勤労者法律相談の実施など、労働者の日常生活に関係する課題に対応できるよう支援していきます。

一方、継続的な支援を図る視点からは、地域就労支援センターの充実に努めながらコーディネーターを通じ、労働関係の法制度に関する研修の情報を提供していきます。

VI住宅・住環境

◎「2000年実態等調査」からみた現状と課題

・同和地区の公営・改良住宅は1960年代に建設された住宅が多く、これらの住宅の建替えや改修が課題となっていますが、高齢者世帯や障がい者のいる世帯の占める割合が高いことから、バリアフリー面での対応も求められています。

また、若年層や高学歴層及び所得の高い層においては多様な住宅に対する志向が強く、地区外への転出希望が多いことから、定住魅力ある「まちづくり」が課題となっています。

1 市営住宅

地区内の市営住宅は、1960年代から1970年代にかけて同和地区の住環境整備を進める中で建設された、改良住宅や地域改善向け公営住宅であり、老朽化や狭隘化が課題となっています。また、地区内には、高齢者世帯や障がい者のいる世帯の占める割合も高く、バリアフリー化も課題となっています。

そのため、市営住宅については、2003（平成15）年3月に策定した「市営住宅ストック総合活用計画」に基づき事業を展開し、具体的な建替えや改善事業は、「市営安中住宅機能更新事業計画（2004（平成16）年3月）」、「市営西郡住宅機能更新事業計画（2005（平成17）年3月）」に基づき、取り組みを進めてきました。その後、国より長寿命化するべきストックの維持管理計画などを明記した、「公営住宅長寿命化計画」の策定が補助要件となったことから、長寿命化計画として定めるべき内容を付加し、「市営安中住宅機能更新事業計画」、「市営西郡住宅機能更新事業計画」を見直した上で2010年（平成22）年3月に「八尾市営住宅機能更新事業計画」を策定し、地元組織である「安中人権の街づくり委員会」、「西郡住宅まちづくり協議会」と協働で事業展開を行っています。

また、平成21年度には国土交通省より出された「高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部を改正する法律の施行を踏まえた住環境整備事業の推進について」において「これまで実施してきた施策の効果が損なわれることなく、周辺地域と一体となったコミュニティの形成が図られるよう、その現状の把握、課題の整理等を行い、現行の施策等を活用して効果的な解決に向けた取り組みを進めて頂きたい」との通知も出されており、これらも踏まえつつ、取り組みを行っています。

(1) 市営住宅機能更新事業計画（市営住宅全体の計画）

以下「市営住宅機能更新事業計画」の概要を示します。

①住宅確保要配慮者に対する公的支援の目標像（めざす姿）

ア 市営住宅入居者が安全で安心して暮らせる環境の確保

少子高齢化の進展など急激に変化する社会経済状況において、厳しい財政状況のもと、市営住宅の入居者、とりわけ高齢者等の住宅確保要配慮者が安全で安心して居住できる環境づくりをめざします。

イ 真に住宅に困窮する世帯を優先した的確な対応

社会状況の変化や、多様化する住宅確保要配慮者の困窮状況の変化に対応しながら、真に住宅に困窮して市営住宅を必要とする世帯を優先した的確な対応ができるような仕組みづくりをめざします。

ウ 市営住宅と周辺地域が共存したまちづくり

コミュニティの活性化への対応や、持続可能なまちへの転換を進めるため、市営住宅と周辺地域とが一体となり、入居者と地域住民相互が共存出来るまちづくりを進めることをめざします。

エ 社会状況の変化に応じた柔軟かつ的確な住宅セーフティネットの形成

社会状況の変化に応じたフレキシブルな対応がしやすい、柔軟なセーフティネットの構築が求められており、そのためには、市営住宅だけでなく他の公的賃貸住宅や民間賃貸住宅等も活用し、その時々々の住宅確保要配慮者に対応できるような環境づくりをめざします。

②機能更新事業に関する基本方針

ア 整備に関する方針

既存入居者の居住の安定を確保する必要性からも、事業に優先順位を設け、事業スケジュールを平準化するなど効率的な事業実施をめざします。

イ 長期活用に関する方針

住宅のストックの状態を把握し適正な維持管理を行い、耐用年限までの長寿命化を図る「長期活用ストック棟」については、修繕等を計画的に行い建物の長寿命化とライフサイクルコストの縮減を図ります。

ウ 管理に関する方針

管理業務については、今後も法令の範囲内で統一的な取り扱いを進めていくこととします。

市営住宅の入居者については、今後も安心して居住できる環境を維持すること、また、住宅確保要配慮者が新たに市営住宅に入居できる機会を確保できることを目標として取り組みを進めます。

なお、取り組みに際しては、市営住宅が建設された経過を踏まえつつ、将来のまちづくりにつながることに十分配慮して取り組むこととします。

管理業務の手法については、今後も、公営住宅法などに基き、事業主体としての責任を果たしつつ、入居者への的確なサービスを効率的効果的に進めるために、業務委託等外部活用が可能な業務については、積極的に取り組みます。

その他、空家募集や家賃に関する取り組み等については、「市営住宅機能更新事業計画」の各方針のとおり進めていくこととします。

エ 市営住宅周辺と一体になったまちづくりの方針

進行する高齢化や、コミュニティバランスの偏り等、住宅を取り巻く課題を把握し、まちの将来のあるべき姿を地域と協働で将来像を描くように努めます。

また、建替えにより生み出される市営住宅余剰地等の活用について、地域課題も考慮し良好なまちづくりに資する観点から検討します。

オ 今後の住宅確保要配慮者に対する支援方策についての方針

国の示す「重層的かつ柔軟な住宅セーフティネット」を構築する必要があり、市営住宅を基本としつつも、別の支援方策として、他の公的賃貸住宅や民間賃貸住宅を積極的に活用した支援方策を検討します。

検討に際しては、単に住宅の確保だけでなく、福祉的な視点から、関係する部門と連携し進めていくように努めます。

(2) 市営住宅機能更新事業計画（市営住宅団地別の計画）

①西郡住宅

平成15年3月に市営住宅の再整備に向けた「八尾市営住宅ストック総合活用計画」を策定し、その具体化を図るために、「西郡住宅まちづくり協議会」と協働で、「市営西郡住宅機能更新事業計画」を平成17年3月に策定しました。

「西郡住宅まちづくり協議会」は、市営住宅の建替や改善だけでなく、住宅を取り巻く諸問題に取り組みながら、「高齢者及び障がい者、子どもたちが安心して住むことができ、住民が住むことに誇りを持ち、住み続け

たいと願う、定住魅力あるまちづくり」を推進するために地域の各団体の代表が中心となって平成15年度に設立されました。なお、本市は国や大阪府の制度を活用しながら「西郡住宅まちづくり協議会」に活動支援するとともに、引き続き、平成21年度に策定した「八尾市営住宅機能更新事業計画」の取り組みにおいても、協働により事業推進を図ります。

ア 基本目標

(ア) 機能更新事業の早期推進

老朽化の進行した住棟などに早期に対応するため、住棟別活用計画に基づき、優先順位を定めて、着実に集約建替及び住戸改善事業を進めることをめざします。

(イ) 高齢者等に配慮した円滑な事業手法の確立

高齢の入居者の移転負荷の軽減を図るとともに、入居者ができるだけ多くの選択肢の中から世帯のニーズに応じたメニューを選ぶことが出来るような事業手法の確立をめざします。

また、高齢者等が地域で安心して住み続けられるよう、機能更新に併せて、高齢者・障がい者福祉等の施策及び関連するNPO等の市民組織の、地域での取り組みとの連携に努めます。

(ウ) 集会所の活用

集会所については、利用促進方策の検討を進め、地域における自主管理をめざします。

(エ) 多様な世代にとって定住魅力のある住宅・地域づくり

民間用地が少ない中であって、市営住宅の建替え、集約等によって生じる市営住宅余剰地については、地域のコミュニティバランスに配慮しながら、多様な世代が地域で安心して住み続けられ、活力ある地域づくりにつながるような住宅供給等へ活用できるように努めます。

店舗については、現状や入居者の意向を把握したうえで、早期に具体的な取扱い基準づくりを行い、空きの状況に応じて、地域における商店ニーズや子育て支援、高齢者支援、障がい者支援などの福祉的活用も含めて検討を進めます。

イ 機能更新及び維持管理に関する計画

・「棟単位事業」から「グループ単位事業」への転換

これまでの建替事業や改善事業は、機能更新事業計画に基づき、原則として棟単位で進めてきました。棟単位とすることで、入居者の方々が事業推進に向けてまとまっていただくことができました。しかし、棟毎にすすめることによる効率性や事業期間の長期化という課題があり、現在のペースで事業を進めると、老朽化したストックの機能更新が十分に進捗しないと考えられます。

これから行う新しい手法は、一定の住棟グループ単位で事業化することで、事業のスピードアップを図るとともに、入居者の方に対しても、新築住棟、改善済み住棟、既存住棟など、多様な選択肢を提示して、その中から選択いただけるようにします。

ウ まちづくり等を踏まえた取り組みについて

西郡住宅は、桂小学校区の中で大きな割合を占めており、今後の市営住宅機能更新事業による影響が小学校区全体に及ぶこととなります。

また、大規模な市営住宅の立地により、高齢者などの住宅確保要配慮者の占める割合が高くなり、多様な世代や世帯が支えあって生活していく環境に弊害が生じている状況です。

これらのことから、市営住宅の余剰地や公有地を活用して、多様な世帯が居住できる取り組みを進めてきました。今後の市営住宅の機能更新事業は、国の通知等も踏まえ、コミュニティの活性化やまちの活性化につながる取り組みを積極的に進めることとします。

(ア) 市営住宅機能更新事業を進めるための将来のまちの姿

今後のまちづくりについては、地域が将来どのようなまちになっていくことが望ましいのかというイメージを持って進めていくことが必要です。今後、市全体のまちづくりを進めるために、第5次総合計画に基づく取り組みなども踏まえつつ進めていくこととします。

将来的には、大規模に分散している市営住宅を集約立地し、結果的に発生する空地について、ある程度の規模を持った戸建住宅などを誘導することで、良好な住環境を形成し、多様な世帯が居住し、支えあって生活できるコミュニティを醸成し、まちの活性化につなげることを想定した取り組みを進めます。

(イ) まちづくり等を踏まえた当面の取り組みについて

市営住宅1～5号館の建替えにより生み出される市営住宅余剰地については、良好な住環境の形成、今後の市営住宅の建替え用地等、さまざまな検討を進め、早期に土地の利活用を進めます。

また、公有地（青少年会館分館跡地）の活用や集約化などについて、市営住宅としての活用の有無を含めて検討を進めます。

(ウ) 事業予定及び事業内容について

修繕・改善・建替え等の機能更新を伴う対象住棟の事業予定及び事業内容については、市営住宅機能更新事業計画に定める、各事業予定一覧のとおりとします。

②安中住宅

安中住宅においては、本計画に基づき「安中人権の街づくり委員会」と連携を図りながら事業を進めています。

ア 基本目標

(ア) 耐震補強等によるストックの改善と長寿命化

耐震性能の劣る住棟への耐震補強等の改善を進めます。また、外壁吹替等の予防保全的な工事を実施すべき時期を迎えた住棟については、当該部位の状況を診断し、工事を実施します。その際、躯体の劣化軽減や耐久性向上等に資する「長寿命化型改善」の導入等により、長寿命の市営住宅ストック形成に資することをめざします。

(イ) 高齢者が安心して暮らせる環境の形成

高齢化率の高まりに伴い、団地のコミュニティによる相互扶助や自治機能の低下が懸念されるため、コミュニティの形成を促進するなど、高齢者等が安心して暮らせる環境の形成をめざします。

(ウ) 集会所・店舗の活用

集会所については、利用促進方策の検討を進め、地域における自主管理をめざします。

店舗については、具体的な店舗の取扱い基準づくりを行い、その上で、店舗の活用について検討を進めます。

イ まちづくり等を踏まえた取り組みについて

(ア) 市営住宅機能更新事業を進めるための将来のまちの姿

今後のまちづくりについて、地域が将来どのようなまちになっていくことが望ましいのかのイメージを持って進めていくことが必要であることから、今後、市全体のまちづくりを進めるために、第5次総合計画に基づく取り組みなども踏まえつつ進めていくこととします。

市営住宅機能更新による余剰地については、今後の維持管理などの財源を確保するために売却等収益性を踏まえていく必要があります。売却等に際しては、将来に向けたまちづくりを考え、良好な住環境等の形成に資する手法の検討が必要と考えています。

また、市営住宅の共同施設についても将来のまちづくりを踏まえた中で利活用の検討を進めるものとしてします。

なお、今後の市営住宅の機能更新事業は、国の通知等も踏まえ、コミュニティの活性化やまちの活性化につながる取り組みを積極的に進めることとします。

(イ) まちづくり等を踏まえた当面の取り組みについて

第2集会所跡地についての利活用の検討を進めます。また、3、4号館用地について隣接する公共施設等の動向も踏まえ、利活用の検討を進めます。さらに、第3集会所の将来的な利活用についての議論を進めます。

(ウ) 計画的な機能更新

修繕・改善・建替え等の機能更新を伴う対象住棟の事業予定及び事業内容については、市営住宅機能更新事業計画に定める、各事業予定一覧のとおりとします。

2 定住魅力ある住環境づくりに向けて

市営住宅の機能更新に併せて、住環境についても、住み替え希望者における住宅志向の多様化や、地区外への転出希望が、若年層、高学歴層や所得の高い層に多くみられることから、「定住魅力あるまちづくり」が課題となっており、今後、民間活力を活用しつつ、住民との協働により課題解決に向けた取り組みを進めていく必要があります。

(1) 老朽木造賃貸住宅の機能更新の促進

高齢者が多く居住する老朽木造賃貸住宅の安全性の確保や、住宅セーフティネット機能の充実を図るため、所有者等に対して耐震診断・耐震改修、建物の除去等に関する各種の情報提供を行い、円滑な機能更新を促進します。

(2) 市営住宅と周辺地域とが一体となったまちづくり

今後、市営住宅の入居者だけでは、コミュニティ活動等が困難になってくることが予想され、周辺地域を含めたコミュニティの活性化を図られることや持続可能なまちへの転換を進めるため、市営住宅と周辺地域とが一体となり、入居者と地域住民相互が共存できるまちづくりを進めます。

また、市営住宅の余剰地等の売却処分等を行なう際には、地域の課題も考慮した検討を進めます。

(3) 他の施策との連携

地域で安心して暮らしていくためには、市営住宅の再整備に併せて、高齢者・障がい者福祉など他の施策や地域での取り組みとの連携を図っていく必要があります。